

ThinkPark Arena FUTSAL Club 利用規則

第1条 運営及び管理

- ThinkPark Arena 及びその付帯施設（以下、総じて「本施設」という。）の運営及び管理は、株式会社世界貿易センタービルディング（以下、「会社」という。）が行い、会員管理業務、受付業務、請求業務等、一部の業務については会社に代わって株式会社クオラスがこれを行う。
- 会社は本施設の運営事務所を東京都品川区大崎2-1-1ThinkPark Tower 1F内に設置し、名称を「ThinkPark Arena Operation Room」とする。

第2条 利用規則の適用

本施設を利用する者は、本規則の内容を遵守して利用するものとする。但し、本施設をイベント等で利用する場合においては本規則を適用せず、利用者は別途会社が定める遵守事項に従うものとする。

第3条 利用資格

- 本施設を予約し、利用する権利を有する者は ThinkPark Arena FUTSAL Club（以下、「本クラブ」という。）の会員（以下、「会員」という。）に限る。但し、本施設をイベント等で利用する場合においてはこの限りではない。
- 本クラブへの入会申込、入会金・年間登録料等の支払は、別途本クラブが定めた方法で行うものとする。

第4条 休業日、営業時間

- 本施設の休業日と営業時間は、別途本クラブが定めるものとする。
- 本クラブは本施設の休業日及び営業時間を随時変更できるものとし、これらの変更等を行う場合、本クラブは会員に対する補償等は一切行わない。またこの時、会員は異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

第5条 利用時間、利用料金

- 本施設の利用時間（以下、「利用時間」という。）、利用料金（以下、「利用料金」という。）については別途本クラブが定めるものとし、会員は本施設を利用する際、本クラブから指定された方法にて利用料金を支払うものとする。またこの時、会員から納入された利用料金については、別途本クラブが定める場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。
- 本施設における利用時間の単位は、別途本クラブが定めるものとし、本クラブはこれを随時変更できるものとする。
- 会員は必ず利用時間内で準備・片付けを行い、利用時間が終了するまでにコートから退場するものとする。

第6条 料金の改定

本クラブは利用料金等について、経済情勢の変化、会社経営上の都合等により、随時これを改定できるものとする。またこの時、会員はその改定に対し異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

第7条 本施設の利用

- 本施設の利用に際しては、本クラブが「ThinkPark Arena FUTSAL Club 利用申込細則」で定める方法にて、会員が事前に利用申込を行うものとする。利用申込を完了した時点で予約確定となるものとし、この時点で本クラブは当該会員の本施設利用を引き受けるものとする。
- 本施設の利用申込可能期間については、予約形態により、それぞれ以下のとおりとする。
 - 通常予約 …… 利用日の31日前から7日前まで
 - マッチメイク（対戦相手募集）予約 …… 利用日の31日前から21日前まで
 - マッチメイク（対戦応募）予約 …… 利用日の7日前まで
- 同一利用日において予約できる利用時間の上限は、別途本クラブが定めるものとする。
- 会員は予約確定後、本クラブから指定された期日までに本クラブが定める方法にて利用料金を支払うものとする。
- 会員は本施設の利用日当日、代表者又は副代表者がメンバーズカード（以下、「会員証」という。）を本クラブに持参し、提示しなければならないものとする。

第8条 キャンセル、利用中止

- 本施設利用の予約確定後、会員が本施設の利用をキャンセルする場合、又は本クラブの指示により会員が本施設の利用を中止した場合の扱いは、本クラブが「ThinkPark Arena FUTSAL Club キャンセル・利用中止細則」で定めるものとする。
- 会員が本クラブから指定された期日までに利用料金の支払を行わなかった場合はキャンセル扱いとし、その場合の扱いについても前項同様とする。
- マッチメイク成立後は、両会員とも一切キャンセルすることはできないものとする。

第9条 支払方法

- 会員は利用料金、キャンセル料金について、全て本クラブより指定された期日までに本クラブが指定する口座へ振込にて支払うものとする。
- 振込者名は本クラブに登録済みの代表者名で行い、振込者名の前に必ず予約番号を入力するものとする。

- 本施設の利用にあたり発生する振込手数料については、すべて会員が負担するものとする。

第10条 本施設の閉鎖・廃止、利用の制限・禁止等

- 本クラブは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢及び経済状況の著しい変化、経営上の都合、施設の改修、その他止むを得ない事情等により、本施設の一部又は全部を閉鎖又は廃止し、会員に対し施設の利用を制限又は禁止することができる。
- 本施設は、イベント等の特別行事が行われる場合があり、この場合、本クラブは会員に対し本施設の利用を制限又は禁止することができる。
- 前2項以外の場合においても、本クラブの判断により、会員に対し本施設の利用を制限又は禁止することができる。
- 本クラブは、前3項の定めに基づき本施設を閉鎖又は廃止し、利用を制限又は禁止した場合、会員に対する補償等は一切行わない。またこの時、会員は異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

第11条 同伴義務

本施設は、未成年者会員のみでの利用はできないものとする。但し、本クラブ会員証の記名人である代表者もしくは副代表者、又は成人の責任者が同伴の上、未成年者全員の行動につき全責任を持って監督する場合はその限りではない。

第12条 自己責任

- 本施設利用時の怪我や事故等については、本クラブは一切責任を負わないものとする。利用に際しては、これらの危険があることを十分認識し、会員による自己の判断と責任において利用するものとする。
- 盗難、紛失等があった場合、本クラブは一切責任を負わないものとする。貴重品・携行物等については、会員が自己の責任において管理するものとする。
- 本クラブが発見した忘れ物は発見から2週間保管するものとする。本クラブに連絡がなく発見から2週間が経過した場合、又はその間に会員から本クラブに連絡があった場合においても、連絡から2週間以内に引取がなかった場合は本クラブにて処分するものとし、その際、本クラブでは一切責任を負わない。なお、危険物や腐敗の恐れがある物等については、本クラブの判断により即時処分するものとし、その際、本クラブでは一切責任を負わない。
- 会員は本クラブにおけるマッチメイク予約システムを利用することができるが、本クラブは会員同士のコミュニケーションツールを提供するのみであり、マッチメイク成立後における当事者同士のトラブルについて本クラブは一切責任を負わない。本システムの利用に際しては、当該両会員はマナーを守りマッチメイク成立後の当日不参加等、相手会員に迷惑をかける行為を十分認識し、自己の判断と責任において利用するものとする。
- 本施設利用中の怪我や盗難、物品の破損などに関する保険については、会員による自己の判断と責任において加入するものとする。

第13条 喫煙、飲食

本施設での喫煙、飲食については、定められた場所以外でこれを行うことを禁止する。

第14条 第三者への賠償

会員は、自己の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、直ちにその旨を本クラブに報告するものとし、当該第三者に対して速やかにその損害を賠償するものとする。

第15条 本施設への損害

会員は、自己の責に帰すべき事由により本施設に損害を与えた場合、直ちにその旨を本クラブに報告するものとし、速やかにその損害を賠償するものとする。

第16条 禁止事項

本クラブは会員が本施設を利用する際、次の各号の行為等を禁止する。利用者がこれらの禁止事項を行った場合、本クラブは当該会員に対して利用の制限・会員資格の剥奪等を行うことができるものとする。

- 1) 本施設内での営業行為。（イベント・大会を含む）
- 2) フットサル以外の用途における使用。
- 3) 会員として登録されているチーム又は個人以外の練習・ゲーム・大会等。
- 4) ペット、危険物、その他本クラブが禁止しているもの本施設への持込。
- 5) 本施設コート内におけるスパイク、ハイヒール等、人工芝を傷める恐れのあるものの使用。
- 6) 防球ネットを越えるようなパス及びシュート。本施設コート外におけるボールの使用。
- 7) 本施設コート内での食事・飲酒・喫煙。
- 8) アルコールを摂取してのプレー。
- 9) 屋外での更衣。
- 10) 夜間における大声・拍手・歓声、ホイッスルの使用等、近隣に対して迷惑となる行為。
- 1) 他人に迷惑がかかるような行為。公序良俗に反する行為。
- 2) 本規則及び第17条記載の規約、規則、細則等に違反する行為。
- 3) その他、本クラブからの指示及び本施設における掲示等にて禁止された行為。



第 17 条 諸規則の遵守

会員は、本規則ならびに本クラブが定める全ての規約・規則・細則等、及び本クラブからの口頭又は文書等による指示を遵守して本施設を利用するものとする。本クラブは会員がこれらの一に違反した場合、直ちに本施設の利用を中止させ、会員資格の剥奪等を行うことができるものとする。

第 18 条 本規則の改定

本クラブは必要に応じて、会員の承諾無く随時本規則を改定できるものとし、会員はその改定に対し異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

第 19 条 発効

本規則は、平成 22 年 4 月 1 日より発効する。

改定日：平成 20 年 8 月 1 日

改定日：平成 22 年 4 月 1 日

